

○東京農工大学大学院農学研究院・農学部教員選考規程

(平成 16 年 12 月 15 日 16 農規程第 16 号)

改正 平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 12 月 8 日 20 農規程第 11 号
平成 23 年 4 月 13 日 23 農規程第 4 号 平成 23 年 5 月 11 日 23 農規程第 8 号
平成 24 年 2 月 8 日 24 農規程第 1 号 平成 25 年 9 月 11 日 農規程第 3 号
平成 25 年 12 月 11 日 農規程第 4 号 平成 27 年 4 月 1 日 農規程第 9 号
平成 27 年 9 月 9 日 農規程第 14 号 平成 29 年 9 月 5 日 農規程第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第 5 条第 2 項、国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則第 5 条第 2 項及び国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程に規定された教員の選考に関し、国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程第 2 条第 2 項、東京農工大学大学院農学府教育規則第 2 条第 2 項及び東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則第 2 条第 3 項に基づき、農学研究院及び農学部(以下「研究院等」という。)を本務とする教授、准教授、講師、助教及び助手、並びに東京農工大学大学院農学研究院・農学部テニュアトラック制度に基づくテニュアトラック教員(以下「教員」という。)の選考及び資格審査に関する事項を定めるものとする。

(選考の申し出)

第 2 条 農学研究院の部門及び農学部附属施設(以下「部門等」という。)において、教員を採用する場合は、当該部門等の長は、採用しようとする教育研究分野、講座、職名及び採用方針等を記載した「教員選考申請書」(別紙様式 1 及び教員採用予定調書(全学))を、農学研究院長(以下「研究院長」という。)に提出することをもって発議する。

2 留学生受入れに伴う専門教育教員及び教職専任教員を採用する場合にあっては、研究院長が「教員選考申請書」をもって発議する。

(選考を行うことの決定)

第 3 条 研究院長は、前条の申し出があったときは、速やかに、農学研究院教授会(以下「教授会」という。)に教員の選考を提案しなければならない。

2 教授会は、前項の提案があったときは、選考を進めることの可否について決定する。

(教員候補者選考委員会)

第 4 条 教授会は、教員の選考を行うことが決定された場合は、直ちに教員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置し、選考を付託する。ただし、テニュアトラック教員のテニュア付与と同時に内部昇任を実施する場合には、選考委員会は設置せず、内部昇任の審査はテニュア付与審査委員会に選考を付託する。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる 5 人の教授会構成員をもって組織する。

但し、テニュアトラック教員を選考しようとする場合は 5 人の教授会構成員及び外部評価委員 2 名の合計 7 名をもって組織する。

- (1) 教員を採用しようとする部門等が推薦し、教授会で承認された者 3人
 - (2) 教員を採用しようとする部門等以外の部門等から推薦され、教授会で投票によって選出された者 2人
- 3 留学生受入れに伴う専門教育教員及び教職専任教員の選考の場合にあっては、研究院長から推薦され、教授会で選出された者 5人をもって選考委員会を組織する。

第5条 選考委員会には、委員の互選によって委員長を置く。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

(選考の方法)

第6条 選考委員会は、部門等の申し出た採用方針に基づいて、公募等の方法により「教員選考申請書」及び別に定める資格審査基準に適する候補者 1名を選考するものとする。

2 前項における選考は、委員の3分の2以上の賛成をもって決定する。

3 選考委員会は、選考に当たり、候補者に「教育職員選考結果報告書に添付する候補者履歴等」(別紙様式2)及びその他選考に必要な書類を提出させるものとする。

4 これまでに選考委員が研究指導をした者が選考の対象となる場合は、選考委員から外すこととする。なお、後任の選考委員の選出は選考委員会に一任する。ただし、教授会には報告することとする。

第7条 選考委員会は、第4条の付託があった時点から一定の期間内に候補者の選考を行うものとし、選考結果を「教員選考結果報告書及び教員候補者資格審査依頼書」(別紙様式3及び教育職員選考結果報告書(全学))により農学研究院運営委員会(以下「運営委員会」という。)に報告するものとする。

(資格審査)

第8条 教員を採用するに当たっては、大学院農学府修士課程(以下「修士課程」という。)における修士論文指導資格及び研究指導資格又は大学院農学府4年制博士課程(以下「4年制博士課程」という。)における博士論文指導資格及び研究指導資格を含む資格審査を同時に行うものとする。

2 大学院における修士論文指導資格及び研究指導資格並びに4年制博士課程における博士論文指導資格及び研究指導資格を含む資格審査の基準は別に定める。

3 選考委員会は、選考を終了したときは、速やかに「教員選考結果報告書及び教員候補者資格審査依頼書」(別紙様式3)に第6条第3項の「教育職員選考結果報告書に添付する候補者履歴等」を添えて、運営委員会の下にある教員候補者資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)に審査を付託する。

第9条 審査委員会は、研究院長、部門長及び附属施設長で構成する。

第10条 審査委員会は、選考委員会から付託された候補者について、資格審査基準に基づき、別記によって資格を審査し、審査結果を「教員候補者資格審査結果通知書」(別紙様式4)により選考委員会に通知する。

2 審査の判定は、全委員の3分の2以上の賛成をもって適格とする。

(採用及び資格審査結果の決定)

第11条 選考委員会は、前条第2項で適格と判定された候補者の採用及び資格審査結果を教授会に諮る。

2 教授会は、採用及び資格審査結果の可否を投票総数の3分の2以上の賛成をもって決する。

3 研究院長は、前項の結果のうち、採用の可否については学長に、資格審査結果の可否については教員評価機構長に報告する。

4 学長は、前項の報告を受け(資格審査結果については教員評価機構の議を経て)、当該候補者の採用及び資格審査結果を決定する。

(教育研究業績等の開示)

第12条 選考委員会委員長は、前条の教授会が開催される前の一定期間、特定の場所で候補者の履歴及び教育研究業績一覧並びに研究業績文献を教員(助手を除く。)に開示する。

(資格審査基準)

第13条 研究院等を本務とする教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、担当する教育研究分野について、教育上、研究上又は実務上、特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事することができるものと認められる者とする。

(1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3) 大学において教授、助教授、准教授又は講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

(4) 担当する教育研究分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(5) 芸術、体育等特定の専攻分野について高度の技術・技能を有する者

(6) 教育研究業務を推進する上で、特段の経験を有すると認められる者

第14条 研究院等を本務とする准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、担当する教育研究分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事することができるものと認められる者とする。

(1) 前条各号のいずれかに該当する者

(2) 大学において助教、講師、助教授、准教授又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

(3) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(4) 大学、研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有すると認められる者

(5) 担当する教育研究分野について、知識及び経験を有すると認められる者

第15条 研究院等を本務とする講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、担当する教育研究分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を教授又は准教授に準ずる水準で有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事することができるものと認められる者とする。

(1) 前条各号のいずれかに該当する者

(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(3) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(4) 担当する教育研究分野について、知識及び経験を有すると認められる者

第16条 研究院等を本務とする助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事することができるものと認められる者とする。

(1) 前条各号のいずれかに該当する者

(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(3) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(4) 担当する教育研究分野について、知識及び経験を有すると認められる者

第17条 研究院等を本務とする助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、所属組織の教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事し、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目を補助することができるものと認められる者とする。

(1) 学士以上の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(2) 前号の者に準ずる知識と経験を有すると認められる者

第18条 テニユアトラック教員となることのできる者並びにテニユア付与審査については、東京農工大学大学院農学研究院テニユアトラック制度(申し合わせ)によるものとする。

附 則

1 部門等の新設・再編により、当該部門等の長が選任されていない場合は、部門等の設置・再編を付託された委員会等の委員長が代行するものとする。

2 この規程は、平成16年12月15日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 8 日 20 農規程第 11 号)

この規程は、平成 20 年 12 月 8 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 13 日 23 農規程第 4 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 13 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 5 月 11 日 23 農規程第 8 号)

この規程は、平成 23 年 5 月 11 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 8 日 24 農規程第 1 号)

この規程は、平成 24 年 2 月 8 日から施行し、平成 24 年 1 月 11 日から適用する。

附 則(平成 25 年 9 月 11 日 農規程第 3 号)

この規程は、平成 25 年 9 月 11 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 11 日 農規程第 4 号)

この規程は、平成 25 年 12 月 11 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日 農規程第 9 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 9 日 農規程第 14 号)

この規程は、平成 27 年 9 月 9 日から施行し、平成 27 年 7 月 1 日より適用する。

附 則(平成 29 年 9 月 5 日 農規程第 6 号)

- 1 この規程は、平成 29 年 9 月 5 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、平成 30 年度に設置しようとする 4 年制博士課程については、設置されたものとみなして第 8 条の規定を適用する。

別紙様式 1

教員の選考について(教員選考申請書)

別紙様式 2

教育職員選考結果報告書に添付する候補者履歴等

別紙様式 3

教員選考結果報告及び教員候補者資格審査依頼書

別紙様式4

教員候補者資格審査結果通知書